

令和 8 年10月 1 日

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みに伴う各種預金規定等の改正について

平素より格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

当金庫では、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みにもとづき、下記のとおり各種預金規定等を改正いたします。

なお、改正後の規定はすでにお取引をいただいているお客さまにも適用されます。

記

1. 改正日

令和8年10月1日(木)

2. 改正となる規定

- ・「当座勘定規定」(一般用)
- ・「当座勘定規定」(専用約束手形口用)
- ・「普通預金規定」(無利息型普通預金を含む)
- ・「納税準備預金規定」
- ・「貯蓄預金規定」
- ・「通知預金規定」
- ・「定期預金共通規定」
- ・「定期積金規定」

3. 改正内容

下記の内容にもとづき、別紙の新旧対照表のとおり条項を改正いたします。

- (1)他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付停止
- (2)手形・小切手の振出期限の設定

4. 電子的な決済手段のご案内

手形・小切手の電子化には、事務負担の軽減・印紙代などのコスト削減、現物紛失リスク低減等のメリットがあります。

当金庫では、手形・小切手に代わる決済方法として電子記録債権(でんさいネットサービス)ならびにインターネットバンキングをご用意しておりますので、お客さまにおかれましては電子的な決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

以 上



「当座勘定規定（一般用）」 新旧対照表

新	旧
第1条（略）	第1条（略）
第2条(当座勘定への受入れ) (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) (3) (4) (略)	第2条(当座勘定への受入れ) (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。(追加) (2) (3) (4) (略)
第3条～第7条（略）	第3条～第7条（略）
第8条(手形、小切手の支払) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> (2) (3) (略)	第8条(手形、小切手の支払) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。(追加) (2) (3) (略)
第9条(手形、小切手用紙) (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、令和8年9月30日までに振り出してください。</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ令和8年9月30日までに振り出された手形であること</u>を確認してください。 (3) (4) (略)	第9条(手形、小切手用紙) (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。(追加) (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること (追加)を確認してください。 (3) (4) (略)

<u>(削除)</u> (5) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続によって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。	<u>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u> (6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続によって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。
第10条～第13条 (略)	第10条～第13条 (略)
第14条(支払保証に代わる取扱い) 小切手の支払保証はしません。<u>(削除)</u>	第14条(支払保証に代わる取扱い) 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u>
第15条～第17条 (略)	第15条～第17条 (略)
第18条(振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を <u>(削除)</u> 記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒</u>	第18条(振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を <u>できるかぎり</u> 記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>(追加)</u>

<u>絶することができるものとします。</u> (2) (略)	(2) (略)
第 19 条(線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 <u>なお、令和 8 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> (2) (略)	第 19 条(線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 <u>(追加)</u> (2) (略)
第 20 条～第 31 条 (略)	第 20 条～第 31 条 (略)

約束手形用法 新旧対照表

新	旧
1. ～2. (略)	1. ～2. (略)
3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから <u>(削除)</u> 記入してください。	3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。
4. ～7. (略)	4. ～7. (略)
<u>(削除)</u>	<u>8. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。</u>
<u>8.</u> (略)	<u>9.</u> (略)

為替手形用法 新旧対照表

新	旧
1. ～2. (略)	1. ～2. (略)
3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから <u>(削除)</u> 記入してください。	3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。
4. ～7. (略)	4. ～7. (略)

<u>(削除)</u>	<u>8. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。</u>
<u>8.</u> (略)	<u>9.</u> (略)

小切手用法 新旧対照表

新	旧
1. (略)	1. (略)
2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。 <u>(削除)</u> 先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 <u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は当座勘定から支払いません。</u>	2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。 <u>なお、</u> 先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 <u>(追加)</u>
3. ～7. (略)	3. ～7. (略)
<u>(削除)</u>	<u>8. 小切手用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。</u>
<u>8.</u> (略)	<u>9.</u> (略)

「当座勘定規定（専用約束手形口用）」 新旧対照表

新	旧
第1条 (略)	第1条 (略)
第2条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) (3) (4) (略)	第2条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 <u>(追加)</u> (2) (3) (4) (略)

第3条～第7条（略）	第3条～第7条（略）
第8条（手形の支払<u>等</u>） (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。 <u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> (2) (3)（略）	第8条（手形の支払 <u>（追加）</u>） (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。 <u>（追加）</u> (2) (3)（略）
第9条（手形用紙） (1) (2)（略） <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（3）</u> 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 <u>（4）</u> 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。	第9条（手形用紙） (1) (2)（略） <u>（3）手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。</u> <u>（4）専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</u> <u>（5）</u> 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 <u>（6）</u> 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。
<u>（削除）</u>	第10条（手数料） <u>前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当金庫所定の手数料を支払ってください。</u>
第10条（支払の範囲） (1) (2) (3)（略）	第11条（支払の範囲） (1) (2) (3)（略）
第11条（支払の選択） （略）	第12条（支払の選択） （略）
第12条（印鑑等の属出）	第13条（印鑑等の属出）

(1) (2) (略)	(1) (2) (略)
第 <u>13</u> 条 (届出事項の変更) (1) (2) (3) (略)	第 <u>14</u> 条 (届出事項の変更) (1) (2) (3) (略)
第 <u>14</u> 条 (印鑑照合等) (1) (2) (3) (略)	第 <u>15</u> 条 (印鑑照合等) (1) (2) (3) (略)
第 <u>15</u> 条 (振出日、受取人記載もれの手形) (1) 手形を振出す場合には、手形要件を <u>(削除)</u> 記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 <u>なお、令和 8 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示されたときは当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u>	第 <u>16</u> 条 (振出日、受取人記載もれの手形) (1) 手形を振出す場合には、手形要件を <u>できるかぎり</u> 記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 <u>(追加)</u>
第 <u>16</u> 条 (自己取引手形等の取扱い) (1) (2) (略)	第 <u>17</u> 条 (自己取引手形等の取扱い) (1) (2) (略)
第 <u>17</u> 条 (利息) (略)	第 <u>18</u> 条 (利息) (略)
第 <u>18</u> 条 (残高の報告) (略)	第 <u>19</u> 条 (残高の報告) (略)
第 <u>19</u> 条 (譲渡、質入れの禁止) (略)	第 <u>20</u> 条 (譲渡、質入れの禁止) (略)
第 <u>20</u> 条 (反社会的勢力との取引拒絶) (略)	第 <u>21</u> 条 (反社会的勢力との取引拒絶) (略)
第 <u>21</u> 条 (取引の制限等) (1) (2) (3) (略)	第 <u>22</u> 条 (取引の制限等) (1) (2) (3) (略)
第 <u>22</u> 条 (解約) (1) ～ (6) (略)	第 <u>23</u> 条 (解約) (1) ～ (6) (略)
第 <u>23</u> 条 (取引終了後の処理) (1) (2) (略)	第 <u>24</u> 条 (取引終了後の処理) (1) (2) (略)
第 <u>24</u> 条 (手形交換所規則による取扱い) (1) (2) (3) (略)	第 <u>25</u> 条 (手形交換所規則による取扱い) (1) (2) (3) (略)
第 <u>25</u> 条 (成年後見人等の届出)	第 <u>26</u> 条 (成年後見人等の届出)

(1) ～ (5) (略)	(1) ～ (5) (略)
第 26 条(保険事故発生時における預金者からの相殺) (1) ～ (5) (略)	第 27 条(保険事故発生時における預金者からの相殺) (1) ～ (5) (略)
第 27 条(規定の変更) (1) (2) (3) (略)	第 28 条(規定の変更) (1) (2) (3) (略)

専用約束手形口 約束手形用法 新旧対照表

新	旧
1. ～2. (略)	1. ～2. (略)
3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから <u>(削除)</u> 記入してください。	3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。
4. ～7. (略)	4. ～7. (略)
<u>(削除)</u>	<u>8. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。</u>
<u>8.</u> (略)	<u>9.</u> (略)

「普通預金（無利息型普通預金を含む）規定」 新旧対照表

新	旧
1. ～2. (略)	1. ～2. (略)
3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) ～ (5) (略)	3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>(追加)</u> (2) ～ (5) (略)
4. ～11. (略)	4. ～11. (略)

「納税準備預金規定」 新旧対照表

新	旧
1. ～2. (略)	1. ～2. (略)
3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) ～ (5) (略)	3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>(追加)</u> (2) ～ (5) (略)
4. ～5. (略)	4. ～5. (略)
6. (預金の払戻し) (1) ～ (3) (略) (4) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。 <u>(削除)</u> (5) ～ (6) (略)	6. (預金の払戻し) (1) ～ (3) (略) (4) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。 <u>ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の信用金庫振出小切手を渡しますので、これにより納付してください。</u> (5) ～ (6) (略)
7. ～9. (略)	7. ～9. (略)

「貯蓄預金規定」 新旧対照表

新	旧
1. ～2. (略)	1. ～2. (略)
3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受	3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受

入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) ～ (5) (略)	入れます。 <u>(追加)</u> (2) ～ (5) (略)
4. ～12. (略)	4. ～12. (略)

「通知預金規定」 新旧対照表

新	旧
1. ～2. (略)	1. ～2. (略)
3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) (略)	3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>(追加)</u> (2) (略)
4. ～14. (略)	4. ～14. (略)

「定期預金共通規定」 新旧対照表

新	旧
1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) (略)	1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>(追加)</u> (2) (略)
2. ～11. (略)	2. ～11. (略)

「定期積金」 新旧対照表

新	旧
1. ～2. (略)	1. ～2. (略)
3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れた	3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れた

ときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) (略)	ときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 <u>(追加)</u> (2) (略)
4. ～17. (略)	4. ～17. (略)

以上